

介護老人保健施設けいあい施設サービス運営規程

【運営規程設置の主旨】

第1条 医療法人恵愛会が開設する介護老人保健施設けいあい（以下「当施設」という）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

【施設の目的】

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
 - 3 当施設では介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者及びその他保健医療福祉サービス提供者そして関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者がその地域において総合的サービス提供が受けられることができるよう努める。
 - 4 当施設では明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「穏やか」で「充実した日々」を過ごすことができるようにサービス提供に努める。
 - 5 サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかわる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

【施設の名称及び所在地等】

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 けいあい |
| (2) 開設年月日 | 平成 24年 4月 1日 |
| (3) 所在地 | 秋田県鹿角市花輪字六月田78番地1 |
| (4) 電話番号 | 0186-25-8500 FAX番号 0186-25-8501 |
| (5) 管理者名 | 医師 高橋 今日子 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (0550980000号) |

【従業者の種類、員数】

第5条 当施設の令和6年4月1日、現在の従事者の職種、職員数は次のとおりであり、必置職については法令で定めるところによる。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 管理者（医師） | 1人（併設する病院と兼務） |
|-------------|---------------|

医師	2 人（併設する病院と兼務）
(2) 薬剤師	1 人（併設する病院と兼務）
(3) 看護職員	3 人以上
(4) 介護職員	10 人以上（介護支援専門員、支援相談員と兼務）
(5) 支援相談員	1 人以上（介護支援専門員、介護職員と兼務）
(6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	
・ 理学療法士	1 人以上（介護支援専門員と兼務）
・ 作業療法士	0 人
・ 言語聴覚士	1 人以上
(7) 栄養士又は管理栄養士	
・ 管理栄養士	1 人以上
・ 栄養士	0 人
(8) 介護支援専門員	3 人以上（各職種と兼務）
(9) その他の職員	
・ 事務員	1 人以上（支援相談員と兼務）

【従業者の職務内容】

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理及び指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画及び指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティア等の指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施及び指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理及び栄養マネジメント等の栄養状態の管理そして食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 調理職員は献立表にしたがって施設利用者等の食事の調理及び提供を行う。
- (11) 事務員は会計準則その他関連法規規定等に従い適切に日常の事務業務を処理する。

【入所定員】

第 7 条 当施設の入所定員は 20 人とする。ユニット数は 2 ユニットとする。

ユニット毎の入所定員は、東ユニット 10 名、西ユニット 10 名とする。

【介護老人保健施設のサービス内容】

第 8 条 当施設のサービスは、居宅生活における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づきサービスを提供する。介護保険施設におけるサービス内容は次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画の作成

- (2) 入浴ケア
- (3) 排泄ケア
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 食事ケア
- (6) 機能訓練
- (7) 健康、医療管理
- (8) 相談、援助
- (9) レクリエーション、季節行事
- (10) 栄養管理
- (11) 口腔衛生の管理

【利用者負担の額】

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、施設利用約款に添付した利用料金表に掲載の料金により決定し、利用者からその支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、施設利用に関する説明時に担当支援相談員がその試算内容を直接利用者または代理人に示す。

【要介護認定に係る援助】

- 第10条 施設は介護保険施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定の有無そして要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
 - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

【入退所に係る留意事項】

- 第11条 施設は入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院または診療所への紹介、その他の適切な措置を行う。
- 2 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護及び医学的管理の下における介護そして機能訓練、その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護保険施設サービスを提供するものとする。
 - 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業所に対する照会等により、その者の心身の状態、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
 - 4 施設は、入居者の病状及び心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第5条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討しその内容を記録するものとする。
 - 5 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種

類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

【身体の拘束】

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2、当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【虐待の防止等】

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2、事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

【褥瘡対策等】

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

【施設の利用にあたっての留意事項】

第15条 当施設の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

・当施設利用中の食事は、入所利用規約に示す内容に同意した事により、特段の事情がない限り、利用者が摂取される食事を施設が提供する。なお、食事に関しては本規定第8条の通り、利用者が自らの食事内容の管理・決定を施設に委託しているものとする。これにより施設は利用者の心身状態に影響を与える栄養状態の管理を含めた食事サービスを適切に行うものである。

・面会時間は午後2時から午後5時までとする。

・消灯時間は午後9時を目安とするが、利用者の状態や生活習慣に配慮し対応とする

・外出・外泊は、支援相談員が相談調整を行う。

・飲酒・喫煙

施設においての飲酒は健康維持に有効な場合にはこれを認めるが、利用者本人に適した量を提供するために施設職員が把握できる方法をとっていただく。その他の飲酒は認めない。施設内禁煙とする。尚、禁煙による諸問題がある場合には協議検討のうえ、施設職員が管理する。

- ・火気の取り扱い、火災予防の観点から次の行為を禁止する。
 - ①居室内での火気、熱器具等の使用。
 - ②居室内での喫煙
- ・設備・備品の利用は、支援相談員が説明したうえで利用をすすめる。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、基本的に拒むものではないが、施設生活に無関係なもの、不要なものは支援相談員が相談のうえその持ち込みを断る。
- ・金銭・貴重品の管理は、やむを得ない事由が利用者本人にあると施設が判断した場合、施設利用料の支払額を限度としてその管理を行う。
- ・外泊時等の施設外での受診は、体調の急変や不調の訴えがある場合、当施設に連絡の上受診する。
- ・当施設内での信仰は自由であるが他者の迷惑になる宗教活動は禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、許可しない。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

【地域との連携】

- 第16条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護保険施設サービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

【業務継続計画策定(BCP)】

- 第17条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。
- 2 当施設職員に対して、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

【非常災害対策】

- 第18条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1)防火管理者には、防災管理に十分な知識、経験を持った者を充てる。
- (2)火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3)非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ちあう。
- (4)非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6)防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
- ②利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
- ③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
- その他必要な災害対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7)当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

【苦情対応】

第19条 施設は、介護保険施設サービスの提供に係る入居者及び家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、必要な措置を行うものとする。

2 施設は、提供した介護保険施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により、市町村が行う文章その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会及び調査に協力するものとする。また当該市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した介護保険施設サービスに係る入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【個人情報の保護】

第20条 施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入居者又は家族の個人情報については、施設での介護保険施設サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

【事故発生の防止及び発生時の対応】

第21条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備。

(3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入居者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置等について記録をするものとする。

4 施設は、入居者に対する介護保険施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

【職員の服務規律】

第22条 当施設職員は、介護保険法令、個人情報保護法及びその他関係する諸規則を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康留意し明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

【協力医療機関について】

第23条 施設は入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- 二 施設からの診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保していること。
- 三 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関、その他医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受入れる体制を確保していること。
- 2 施設は、1年に1回以上協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確保するとともに、協力医療機関の名称等を指定権者に届出るものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条8項に規定する指定感染症又は同条9項に規定する新感染症を言う。次項において同じ）の発生時等の対応を取決めるよう努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、入居者が協定医療機関及びその他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。
※協力医療機関 医療法人恵愛会 鹿角中央病院
※協力歯科医療機関 医療法人恵愛会 鹿角中央病院歯科

【職員の質の確保】

第24条 当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師・准看護師、介護福祉士、介護支援相談員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - ① 採用時研修：採用時1ヶ月以内
 - ② 継続研修：年2回以上

【職員の勤務条件】

第25条 職員の就業に関する事項は、医療法人恵愛会の就業規則に依る。

【職員の健康管理】

第26条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を実施する。ただし、夜勤勤務に従事する者については、当該年度中に2回の健康診断を実施しなければならない。

【衛生管理】

第27条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じ衛生管理に努める。また医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症又は食中毒が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針整備する
 - (3) 当施設において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士・管理栄養士・調理師等厨房勤務者は毎月1回、検便を実行う。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

【守秘義務】

第28条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

【その他運営に関する重要事項】

- 第29条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させない。
- 2 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については施設内に掲示する。
 - 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 施設は、介護保険施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 5 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人恵愛会の役員会において定めるものとする。

《付 則》

- ・この運営規定は、平成24年4月1日より施行する。
- ・一部改訂、令和5年6月1日、管理者氏名変更、職員数の変更、虐待防止に関する事項等を追加変更とする。
- ・一部規定、令和6年4月1日、職員数の変更、業務継続計画策定等に関する事項を変更する。
- ・一部改訂、令和6年10月1日、従業者の種類・員数の変更

第5条（1）医師：1人（非常勤医師）を追加

入所定員 第7条変更 29名から20名へ
ユニット数変更 3ユニットから2ユニットへ

- ・ 一部改訂、令和7年6月1日、従業者の種類、員数の変更

第5条(1) 医師 2人（併設する病院と兼務）